
東海市緑の基本計画

第２回 策定委員会資料

目 次

１ めざす緑の将来像	１
１-１ めざすべき緑の姿（案）	１
１-２ 基本方針（案）	２
１-３ 緑の将来像（案）	５
２ 計画の目標	７
２-１ 計画のフレーム	７
２-２ 計画の目標水準	９
３ 緑に関する施策について	１４
３-１ 施策の体系（案）	１４
３-２ 施策の展開（案）	１６
４ 緑化重点地区及び保全配慮地区の設定	３９
４-１ 緑化重点地区の設定	３９
４-２ 保全配慮地区の設定	４１

1 めざす緑の将来像

1-1 めざすべき緑の姿（案）

本市は、愛知県西部のほぼ中央、知多半島の西北端に位置し、愛知県西部における緑と水のネットワークの一翼を担っています。

東海市では、市民や地域、団体など多様な主体によって「つながり」の輪を広げ、市民一人ひとりの笑顔と希望があふれるまちを展望し、第7次東海市総合計画で『ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい』を将来都市像に掲げています。

本計画における“緑”は、安心・安全を支え、まちの魅力をつくり、人々の心を潤す緑として、未来へつないでいく大切な緑です。そこで、本計画では、『めざすべき緑の姿』として緑の将来像を以下のように描きます。

国 緑の基本方針	【将来的な都市のあるべき姿】 人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、 Well-being が実感できる 緑豊かな都市
	 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市
	 人と自然が共生するネイチャーポジティブ都市
	 Well-being が実感できる 水と緑豊かな都市
東 海 市	【総合計画：将来都市像／都市計画マスタープラン：都市づくりの理念】 ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい
	【第3次東海市環境基本計画：東海市の環境ビジョン】 人と自然が未来をつくる 持続可能な環境都市 とうかい
	【東海市生物多様性地域戦略：戦略の目標】 自然環境が保全・再生され、さまざまな生きものが生まれ育ち、 人と自然が共生するまち
	【第3次緑の基本計画：緑の将来像】 未来につなぐ 緑の都市づくり

めざすべき緑の姿（案）

みどりでつなぐ 人と自然が共生するまち とうかい

環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

地球温暖化を止めるため、CO₂を吸収する樹木や森林を守り、増やすことでカーボンニュートラルを実現した環境にやさしいまちになっています。

人と自然が共生するネイチャーポジティブ都市

気候変動対策や資源循環等の取組と連携して、生物多様性の損失を止めて、自然が豊かに回復し、暮らしや社会の持続可能性を確保しています。

Well-being が実感できる 水と緑豊かな都市

花と緑があふれるまちなみや、魅力あふれる公園が身近にあることで、心も体も健康で、社会的・経済的にも幸福感が実感できるまちとなっています。

めざすべき緑の姿『みどりでつなぐ 人と自然が共生するまち とうかい』の実現に向けて、以下の3つの基本方針を設定します。

（1）3つの基本方針

基本方針 1

みどりをまもり 未来につなぐ（緑の保全）

市内に残る貴重な緑地や農地を保全し、ふるさとの自然環境を継承します。

-  多くの樹木が茂る緑地やまとまりのある農地を保全し、CO₂吸収量を維持するとともに、ヒートアイランド現象緩和など気候変動対策に努めます。
-  動植物の生息・生育の場となる緑地や農地を保全し、生物多様性を確保します。
-  ふるさとの自然、景観、快適な生活環境を形づくっている、身近な緑地や農地を保全し、市民の宝として次世代に引き継ぎます。

基本方針 2

みどりをつくり 暮らしをつなぐ（緑の創出）

新たな緑を創出し、緑のネットワークを強化し、緑の質の向上を図ります。

-  新たな緑地整備や公共施設及び民有地の緑化推進により、CO₂吸収源を増大します。
-  生き物の移動経路や生息空間を新たに創出し、生物多様性を確保します。
-  新たな緑地整備により、木陰をつなげて都市に涼しい空間や風の道を創出します。
-  新市街地への公園緑地整備を進め、都市の快適性、防災性を高めます。

基本方針 3

みどりをはぐくみ ひとをつなぐ（緑の活用）

みんなで花や緑を育てて、つながりの輪を広げ、ふるさとへの愛着を高めます。

-  市民や多様な主体との連携により、放置された樹林地の手入れや樹勢回復、若木への更新を進めることで、樹林地の機能増進を図り、CO₂吸収量を増大します。
-  在来種を主体とした植栽や、ビオトープ整備等を進めることにより、多様な動植物が生息・生育できる自然環境を再生し、生物多様性を向上します。
-  市民や多様な主体との連携により、公園緑地の管理運営やリニューアルを進め、緑に対する愛着を高めます。
-  花と緑の育成や環境学習を通じて、市民の交流や生きがいを推進します。

 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市
 人と自然が共生するネイチャーポジティブ都市
 Well-being が実感できる 水と緑豊かな都市

（１）広域からみた緑と水のネットワーク

本市は、愛知県西部のほぼ中央、知多半島の西北端に位置し、愛知県西部における緑と水のネットワークの一翼を担っています。

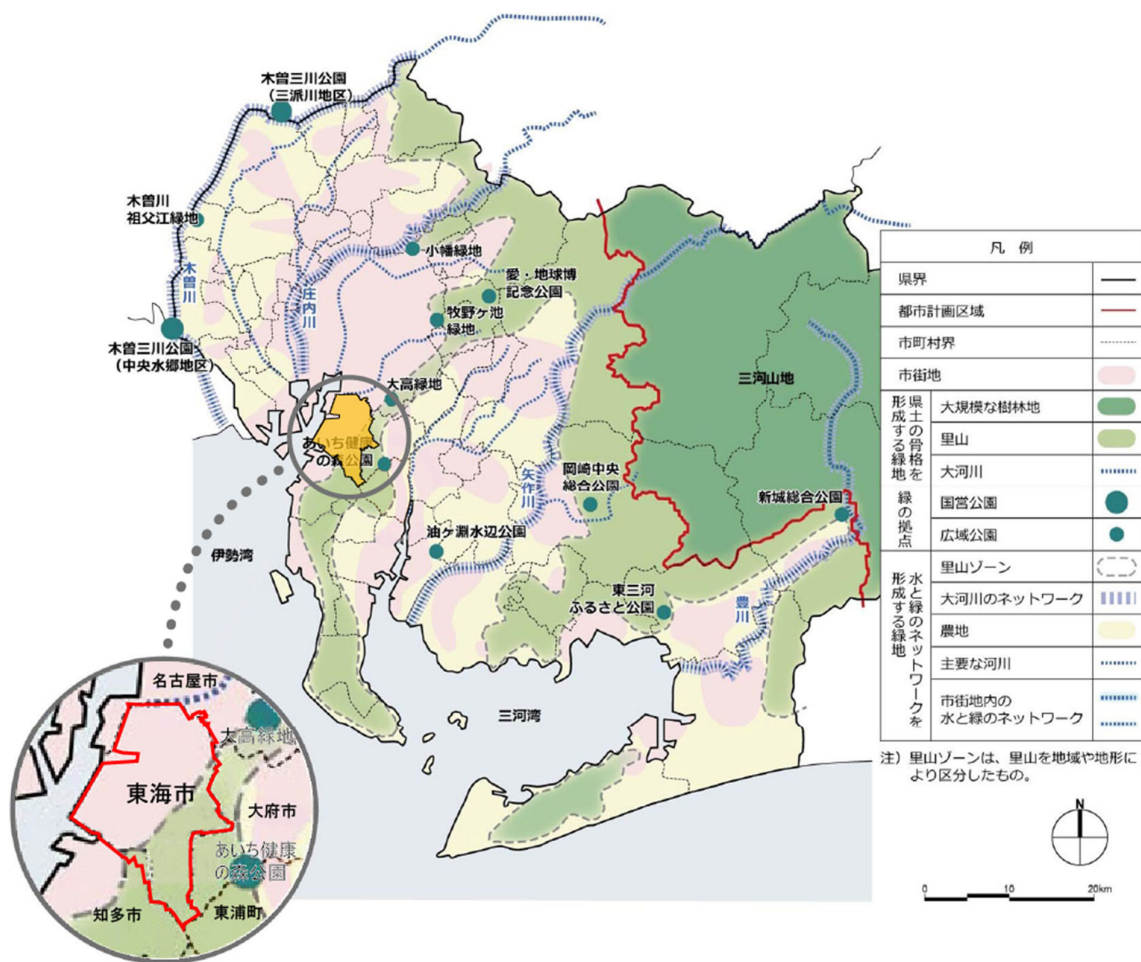


図 広域的な緑地の配置図

（出典：「愛知県広域緑地計画」一部加工）

(2) 緑のまちづくりの将来イメージ

緑のまちづくりの将来イメージを以下に示します。



作成中

(3) 緑の将来像図（案）

緑がもつ多様な機能を発揮することができ、生物多様性の確保が図られるよう、本市の特徴や課題を踏まえて「緑の将来像図」を示します。



骨格を担う緑

緑の軸

水と緑のネットワーク

《緑の南北軸》

● 臨海部（産業ゾーン）の緑の軸

浅山新田緑地等の緩衝緑地や工場緑地等

⇒ 環境保全・防災・景観形成機能

● 中央部（居住ゾーン）の緑の軸

大池公園等の公園緑地や社寺林等

⇒ 環境保全・レクリエーション・防災・景観形成機能

● 東部（農業緑地ゾーン）の緑の軸

平地公園等の公園緑地やため池周辺の樹林地、農地等

⇒ 環境保全・レクリエーション・防災・景観形成機能

《緑の東西軸》

● 幹線道路の街路樹の軸

長草東海線、大池北線、国道 155 号、養父森岡線

⇒ 景観形成機能

《河川軸》

● 河川沿いの緑の軸

土留木川水系、大田川水系、信濃川水系の河川

⇒ 環境保全・景観形成機能

緑の拠点

拠点		機能			
中核拠点	太田川駅周辺	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	大池公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	聚楽園公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	加家公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	大窪公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	加木屋緑地	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	加木屋運動公園周辺	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	緑陽公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	平地公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	上野台公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	中ノ池公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	加木屋南公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
	元浜公園	環境保全	レクリエーション	防災	景観形成
その他の構成要素		公園緑地、公共施設緑地、民有地緑地、農地、ため池等			

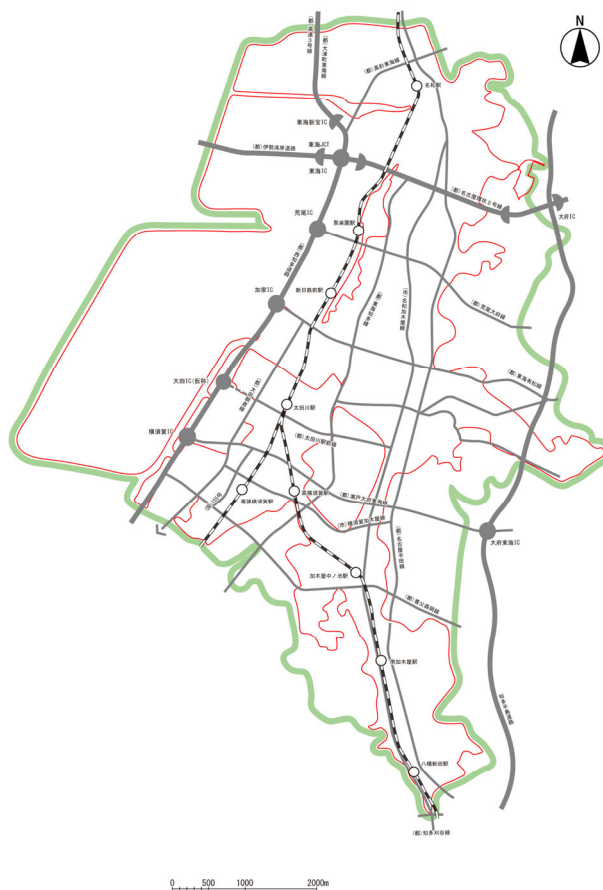
2 計画の目標

2-1 計画のフレーム

東海市緑の基本計画のフレームは、以下のとおり定めます。

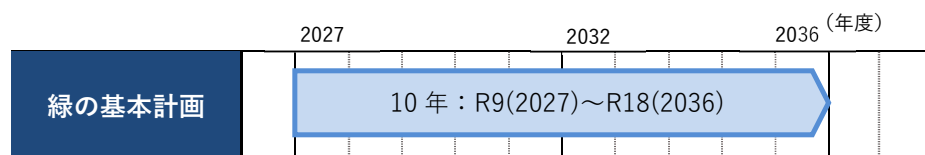
(1) 計画対象区域

計画対象区域は、**東海市全域 4,342ha** とします。



(2) 目標年次

本計画の計画期間は、**令和 9 年度(2027 年度)**から**令和 18 年度(2036 年度)**の 10 年間とし、計画の目標年次は、10 年後の**令和 18 年度(2036 年度)**とします。

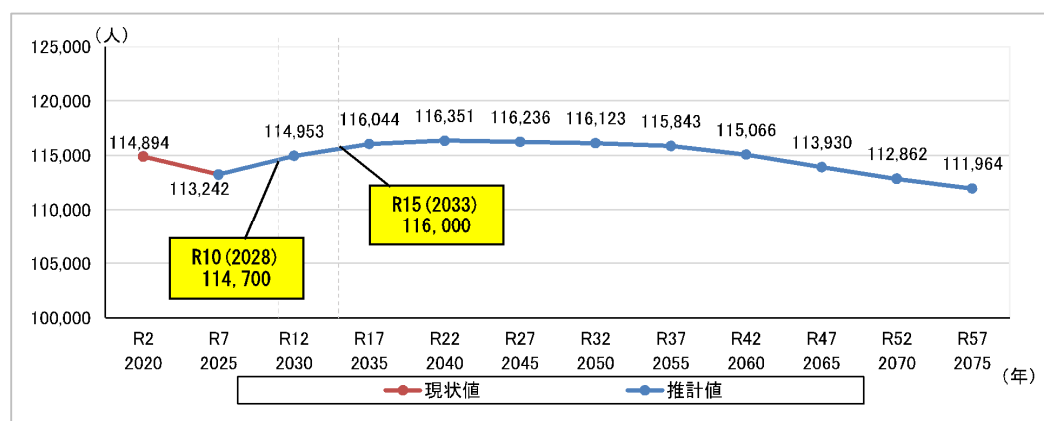


(3) 将来人口フレーム

第7次東海市総合計画における令和15年（2033年）の目標人口116,000人に基づき、人口フレームを**約116,000人**と設定します。

年次	現況※ 令和8年(2026年)	目標年次 令和18年(2036年)
人口	113,134人	116,000人

※ 令和8年4月1日時点（住民基本台帳）



図：人口推計結果

※：人口推計結果では、令和17年（2035年）の推計人口は、116,044人となっています。

出典：第3期東海市総合戦略「人口ビジョン」より

本計画の緑の将来像を実現するための目標水準として、以下の数値目標を設定します。

【指標 1】市街化区域の緑被率

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
市街地の緑被率※1	16.8%	16.8%
緑被面積／区域面積	514ha／3,066ha	—
市全体の緑被率	27.6%	26.9%
緑被面積／区域面積	1,200/4,342ha	—

※1：市街化区域とする。

（目標設定の考え方）

本市の市街化区域には、緑被地の増加が難しい西側臨海部の工業地帯が含まれていることに加え、今後、市街地編入を予定している開発予定区域もあることから、緑被地が減少することが見込まれますが、民有地の緑化等を推進し、現況の緑被率を維持することを目標として、緑の質的な向上を図ります。

【参考】目標設定根拠

臨海部地域		
現況値	緑被面積	168ha
	区域面積	1,417 ha
	緑被率	11.9%



目標値	緑被面積	168 ha
	区域面積	1,417 ha
	緑被率	11.9%

<参考>東海市工場立地法に基づく市準則を定める条例
(平成 27 年 3 月 31 日)

対象区域	緑地面積率
工業地域及び 工業専用地域	10%以上

※臨海部地域および臨海部以外の地域の区域面積、ならびに現況値の市街化区域面積は、公表値（東海市都市計画マスタープランによる）を採用。その他の数値は GIS により算出。



臨海部以外の地域			
現況値		全域	市街化区域
	緑被面積	1032ha	346ha
	区域面積	2,925 ha	1,649 ha
	緑被率	35.3%	21.0%



将来予測値 (対策なし)		全域	市街化区域
	緑被面積	991ha	351ha
	区域面積	2,925 ha	1,733ha
	緑被率	33.9%	20.2%

将来目標値		全域	市街化区域
	緑被面積	1001ha	360ha
	区域面積	2,925 ha	1,733ha
	緑被率	34.2%	20.8%

市全体			
現況値		全域	市街化区域
	緑被面積	1,200ha	514ha
	区域面積	4,342ha	1,649 ha
	緑被率	27.6%	16.8%



将来予測値 (対策なし)		全域	市街化区域
	緑被面積	1,160ha	519ha
	区域面積	4,342ha	1,733ha
	緑被率	26.7%	16.5%



将来目標値		全域	市街化区域
	緑被面積	1,169ha	528ha
	区域面積	4,342ha	1,733ha
	緑被率	26.9%	16.8%

【指標2】市民一人あたりの都市公園の面積

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
市民一人あたりの都市公園面積	11.6 m ² /人	11.7 m ² /人
都市公園面積/人口	131.54ha /113,242 人 ^{※1}	135.97ha /116,000 人

※1：令和7年4月1日時点（住民基本台帳）

（目標設定の考え方）

既存の公園を保ちつつ、新たな市街地に必要な新設公園を整備することを目標とします。

【参考】目標設定根拠

■整備目標公園（合計：4.43ha）

- 名和駅西土地地区画整理関連・・・1号公園(0.26ha)
- 太田川駅西土地地区画整理関連・・・川南公園(0.40ha)、2号公園(0.25ha)、3号公園(0.50ha)、後浜川南緑道(1.60ha)
- 加木屋中部土地地区画整理関連・・・1号公園(0.14ha)、2号公園(0.20ha)
- 区画整理以外の公園・・・・・・御洲浜公園(0.40ha)、的場公園(0.25ha)、養父公園(0.43ha)

【指標3】花や緑が豊かなまちづくりに対する満足度

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R18(2036)年度
花や緑が豊かなまちづくり に対する満足度 ^{※1}	2.9 ^{※2}	3.1

※1：東海市のまちの現状について『花や緑が豊かなまちである』と思うかの質問に対して、「そう思う」を4点（最高点）、「どちらかといえばそう思う」を3点、「どちらかといえばそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点とした加重平均。（無回答は除く）

※2：「第7次東海市総合計画に関するアンケート調査（調査期間：令和7年10月～11月）」より算定

（目標設定の考え方）

花や緑が豊かだと思っている市民の割合は現状で比較的高いことから、花や緑が豊かだと思っていない市民の満足度を向上することにも焦点を当て、市民全体の満足度を上げることを目標とします。

【参考】目標設定根拠

項目	現況値 R7(2025)年度	→	目標値 R18(2036)年度	増減
そう思う	17.3%	→	20.0%	+2.7ポイント
どちらかといえばそう思う	55.2%	→	63.0%	+7.8ポイント
どちらかといえばそう思わない	23.1%	→	13.0%	-10.1ポイント
そう思わない	4.4%	→	4.0%	-0.4ポイント

■第7次総合計画における指標（令和15年度の目標値）

指標	現況値 R7(2025)年度	目標値 R15(2033)年度
花や緑が豊かなまち であると思う人の割合 ^{※1}	(75.5% ^{※2})	(82.7%)

※1：東海市のまちの現状について『花や緑が豊かなまちである』と思うかの質問に対して、そう思う、どちらかといえばそう思うと答えた人の割合

※2：「第7次東海市総合計画に関するアンケート調査（調査期間：令和7年10月～11月）」

【指標4】生きものの生息環境の満足度

指標	目標値 R18(2036)年度	目標値 R18(2036)年度
生きものの生息環境の満足度※1	2.75※2	3.0

※1：東海市の自然環境の現状の満足度について『動物や昆虫などの生息しやすい環境』への回答として、満足度を「高い」を5（最高点）、「やや高い」を4点、「ふつう」を3点、「やや低い」を2点、「低い」を1点とした加重平均（無回答は除く）

※2：「東海市都市計画マスタープラン 市民アンケート調査（調査期間：令和4年12月～令和5年1月）」より算定

【参考】目標設定根拠

「東海市都市計画マスタープラン 市民アンケート調査（調査期間：令和4年12月～令和5年1月）における『動物や昆虫などの生息しやすい環境』に対する満足度の回答割合は以下のとおりであり、加重平均点は **2.75**

項目	現況値 令和7(2025)年度	→	目標値 令和18(2036)年度	増減
高い	2.4%	→	5.0%	+2.6ポイント
やや高い	10.4%	→	20.0%	+9.6ポイント
ふつう	53.5%	→	45.0%	-8.5ポイント
やや低い	27.3%	→	25.0%	-2.3ポイント
低い	6.4%	→	5.0%	-1.4ポイント

【指標5】公園の整備に対する満足度

指標	目標値 R18(2036)年度
公園整備に対する満足度※1	3.5

※1：市民アンケートにより『公園の整備に対する満足度』への回答として、満足度が「高い」を5点（最高点）、「やや高い」を4点、「ふつう」を3点、「やや低い」を2点、「低い」を1点とした加重平均。（無回答は除く）

（目標設定の考え方）

市民の公園整備に対する満足度は、中間値以上を目標とします。

【参考】目標設定根拠

「東海市都市計画マスタープラン 市民アンケート調査（調査期間：令和4年12月～令和5年1月）における『公園が適正な規模や配置で整備されている』に対する満足度の回答割合は以下のとおりであり、加重平均点は **3.2**

⇒今回計画では、公園の規模や配置に対する満足度だけではなく、公園の設置施設の内容も含めた満足度を指標とするが、その上で上記の公園の規模や配置に対する満足度を参考に今回指標ではそこからの満足度向上を目指します。

項目	現況値 令和7(2025)年度
高い	6.9%
やや高い	30.9%
ふつう	45.8%
やや低い	12.8%
低い	3.6%

3 緑に関する施策について

3-1 施策の体系（案）

めざすべき緑の姿を実現するため、以下の施策の展開を図ります。



具体的な施策展開

1-1-1 緑の軸・拠点の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 西知多道路沿線の緩衝緑地の保全 ■ 公園緑地の保全 ■ 公共施設緑地の保全 ■ 民有地の樹林地の保全 ■ 街路樹等の樹木の保全 ■ 河川沿いの緑の保全 ■ 農地やため池の保全
1-2-1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動植物の生息・生育環境の保全 ■ 外来種の駆除活動による生態系の保全
2-1-1 軸をつなげる緑の空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな中核拠点となる公園の整備 ■ 新たな市街地形成にかかる公園の整備 ■ 新設道路への街路樹の設置推進 ■ 河川沿いの緑の創出
2-2-1 公共施設の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の緑化推進
2-2-2 民有地の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法制度等を活用した緑化推進 ■ 工場等における緑化推進 ■ 住宅地等における緑化推進 ■ 認定制度の活用による優良な緑地の確保
2-3-1 生態系ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物の生息環境をつなぐ回廊の形成 ■ 知多半島生態系ネットワークとの連携
3-1-1 緑の空間の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史・文化的資源を活かした公園緑地の再整備 ■ 公園の防災・減災機能の強化 ■ 社会課題に対応した公園の再編 ■ 民間活力を活かした公園づくり ■ 公園の柔軟な利活用の促進
3-2-1 花と緑があふれるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花と緑に関わる仕組みづくり ■ 花と緑に関わる機会の提供 ■ 花と緑に関わる市民活動の支援
3-2-2 人と自然が共生するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ ふるさとの自然に関わる機会の提供
3-3-1 緑の環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑に関する学びの機会の提供
3-3-2 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑に関する情報発信

めざすべき緑の姿を実現するため、3つの基本方針と8つの取組の方向性にに基づき、11の施策を展開します。

基本方針 1

みどりをまもり 未来につなぐ（緑の保全）

1-1

骨格を担う緑の保全

本市の骨格を担う緑《緑の南北軸》、《緑の東西軸》、《河川軸》及び緑の拠点となる公園緑地等は、生物多様性の確保やカーボンニュートラルへの貢献など、大切な役割を担っています。これらの緑の保全を図り、美しく豊かな自然環境を次の世代に継承していきます。

1-1-1

緑の軸・拠点の保全

■西知多道路沿線の緩衝緑地の保全

西知多道路沿線の企業緑地や公園緑地等の緑は、南北に連続して多種類の樹木が密生する樹林帯を形成しており、臨海部の産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンとの緩衝緑地として、大気の浄化や振動・騒音の緩和等により、生活環境の改善に重要な役割を担うだけでなく、二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル（脱炭素）への貢献や、動植物の生息・生育環境や移動経路として、地域の生物多様性確保や生態系ネットワーク形成など、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現にも重要な役割を担っています。

これらの緩衝緑地については、西知多道路の整備状況や周辺の土地利用状況を見据えながら緑地の確保に努めるとともに、沿道の企業や団体等と連携し、質の高い維持管理を行うことで、限られた空間の中で最大限の多機能性を発揮することを目指します。

【主な事業】

- ・環境保全林整備事業
- ・工場等緑化協定

【コラム】西知多道路整備

- ・西知多道路とは東海市から常滑市までの間で、整備を進めている自動車専用道路です。国際拠点空港の中部国際空港と高速自動車国道の新東名高速道路（伊勢湾岸自動車道）を直結するとともに、名古屋高速道路を経由してリニア中央新幹線（名古屋駅）を結びます。



完成イメージ

【コラム】21世紀の森づくり （環境保全林整備事業）

- ・21世紀の森づくり事業は、子供から大人まで市民の手作りによる植栽を基本に、「ふるさとの森」をつくり、広げて、次世代に引き継いでいくことを目的とした事業です。



写真 植樹祭の様子

■公園緑地の保全

大池公園や聚楽園公園、加木屋緑地等の大規模な公園緑地は、これまで緑の量の確保のため、もともとの樹林地を保全するとともに、多くの樹木を植栽し、豊かな緑を育成してきたことから、本市の骨格を担う緑の南北軸の形成や、生活環境の改善に大きく寄与しており、多様な動植物の生息地・生育地としても重要な役割を担っています。

しかしながら、近年は樹木の大木化、老木化が進み、過密で暗い樹林地が多くなってきたことから、倒木の危険や景観の悪化など公園の安心・安全で快適な利用に支障が生じることや、二酸化炭素吸収能力の低下、生物多様性の減少等が懸念される状況となっています。

このことから、本市の緑の拠点となる公園緑地の樹林地については、これまで通り保全し、緑の量を確保するとともに、緑地の機能維持増進を図るため、老木を伐採し、若い木に植え替える等、樹林地の更新を進めます。

公園緑地の樹林地の保全と更新は、各公園緑地の生物多様性や景観性、利用状況等のバランスを考慮しながらゾーニングを行い、長期的な植生管理計画を作成し、適切に進めていきます。

また、大池公園の桜や元浜公園のバラ、聚楽園公園のもみじ等、市民が身近な公園で年間を通して四季折々の魅力あふれる花の景観を楽しめるように、専門家の指導を得ながら花木や草花等の植栽や、適切な育成管理を行うことにより、「身近な花の見どころ」を保全し魅力向上を図ります。

【主な事業】

- ・公園緑地維持管理経費
- ・緑地・街路樹維持管理経費
- ・公園緑地植栽補植事業
- ・緩衝緑地整備事業
- ・さくら再生事業
- ・ランの道づくり植栽会開催事業
- ・花のまちづくり運動推進委員会設置事業



写真 加木屋緑地



写真 大池公園

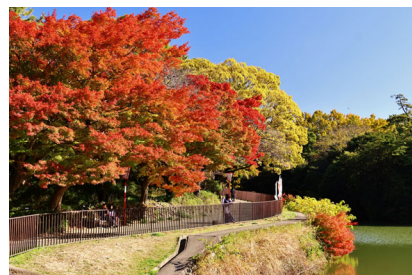


写真 聚楽園公園



写真 元浜公園



写真 上野台公園

都市公園においては、緑だけでなく遊具等の公園施設についても、市民が安心・安全で快適に利用できるよう、適切に維持管理していく必要があります。限られた財源等で効率的に維持管理をしていくため、公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全の観点を取り入れながら、長寿命化や適切な時期の更新を進めていきます。



写真 池下公園（遊具の更新）

【主な事業】

- ・公園施設長寿命化事業
- ・公園維持補修事業

■公共施設緑地の保全

都市計画マスタープランの将来都市構造において、都市拠点・広域交流拠点に位置付けられている太田川駅周辺を中心市街地は、本市のシンボルとしてふさわしい地区とするため、緑化重点地区に位置付けて「緑あふれる美しい空間づくり」を目指し、西から大田公園、太田川駅西歩道、沖縄広場、大屋根広場、どんでん広場、太田川駅東歩道へと連続性のある東西約1kmにおよぶ緑の空間を整備してきました。

今後も、この緑豊かな潤いのある空間で来街者を迎えられるように、ケヤキ並木やナンキンハゼの森、市の木クスノキのシンボルツリー等の多くの樹木やアジサイが咲く緑の小径、芝生広場等の植栽の質を高められるように、適正な維持管理や補植等により良好な景観を保全するとともに、市民や地域との協働による花のまちづくり運動やランの道づくり植栽会等を通じて、さらなる魅力向上を図ります。

また、その他の市民生活の拠点となる鉄道駅周辺や市役所、公立西知多総合病院等の公共施設や、地域の身近な公共施設である学校や市民館、公民館等の緑地については、既存の樹木が大木化、老木化の進行により、今後、景観性の悪化や、倒木等の危険が懸念されることから、適正な維持管理による樹勢回復や緑の多機能性を効果的に発揮する新しい樹木への植え替え、補植等により、質の高い緑の保全に努めることで、市民が日常生活の中で、花と緑を身近に感じられ、Well-being が実感できるまちの実現を目指します。

【主な事業】

- ・緑地維持管理経費
- ・道路脇花壇等管理経費
- ・花のまちづくり運動推進委員会設置事業
- ・ランの道づくり植栽会開催事業
- ・公共施設緑化事業

■ 民有地の樹林地の保全

市内に点在する社寺境内地やため池周辺のまとまりのある民有地の樹林地は、地域の市民により大切に維持され、ふるさとの景観や自然環境として親しまれてきたものであり、本市の骨格を担う緑の南北軸を形成していることから地域の宝として保全し次世代へ継承していくことが期待されます。

しかしながら、近年は緑地の所有者や管理者の高齢化に加え、樹木が大木化、老木化していることから、適正な管理が困難となって荒廃が進む等の事情により、緑地としての機能が十分に発揮されない状況や開発行為等により、緑地が消失することが多くなっています。

このことから、まとまりのある民有地の樹林地については、都市緑地法の保全配慮地区等の保全制度の活用や東海市緑化及び花いっぱい推進条例の保全地区・保存樹木の指定等により保全を促していきます。

【主な事業】

- ・ 保全地区等交付金交付事業

【コラム】 民間の樹林地を保全する各種制度

○ 特別緑地保全地区制度 / 都市緑地法第 12 条

- ・ 良好な自然的環境を有する緑地の保全を図るため、建築行為などの一定の行為を制限することで現状凍結的に保全する制度で、豊かな緑を将来に継承することができます。都市計画法の地域地区として、都道府県や市町村が計画決定を行います。

指定状況：全国 701 地区（R7.3.31 時点） 例：名古屋市、春日井市、瑞浪市、土岐市

○ 緑地保全地域制度 / 都市緑地法第 5 条

- ・ 里地や里山など、都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用と調和を図りながら保全する制度です。一定規模以上の建築や土地の形質変更などを行う際は届出が必要となります。

指定状況：全国 0 地区（R7.3.31 時点）

○ 緑地協定制度 / 都市緑地法第 45 条、第 54 条

- ・ 土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力により、まちを良好な環境にすることができます。

締結状況：全国 1,524 件（R7.3.31 時点）内、愛知県は 16 件

○ 保全配慮地区 / 都市緑地法第 4 条 2 の 6

- ・ 良好な自然環境を有する緑地の保全に配慮した土地利用を促進する地区で、土地利用の規制を行う地区ではありません。地域の自然環境や景観との調和を図りながら、緑地の保全を推進します。

例：鎌倉市、大阪市、鹿児島市、西尾市

○ 機能維持増進事業

- ・ 緑地が有する機能の維持増進を図るために行う再生・整備です。樹木の更新や適切な維持管理を通じて、生物多様性の保全や良好な景観の形成など、多面的な機能の向上を図ります。

■街路樹等の樹木の保全

街路樹等の樹木は、本市の緑の東西軸の形成に寄与しており、地域の美しい景観形成に大きな影響を与える要素の一つであるとともに、夏季の気温上昇に対する遮熱対策としての木陰の形成や二酸化炭素吸収源としての役割を担っています。

このことから、街路樹等の樹木の保全については、交通安全上の見通しの確保や、隣接地の土地利用等への影響に十分配慮しながら、定期的に適切な維持管理（高木の支障枝除去剪定や建築限界確保剪定、低木の刈込、除草、施肥等）を行うことで機能の維持を図ります。

また、近年は樹木の大木化、老木化により倒木や落枝の危険性や見通しの阻害、周辺施設の損傷等の維持管理上の問題が生じていることから、点検、診断を定期的に行い、危険木・支障木と判定された樹木については状況に応じて伐採、植え替え等を行います。

ただし、街路樹設置基準に適合していない箇所については、危険木や支障木の伐採後は新たな街路樹（高木）の植え替えは行いません。

【主な事業】

- ・緑地・街路樹維持管理経費

■河川沿いの緑の保全

本市を流れる河川は、河道内や河岸法面に連続性のある草地が形成されており、とくに動植物の生息・生育環境や移動経路として生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成に重要な役割を担う緑の軸となっています。

このことから、河川沿いの緑の草刈り等の維持管理を行う際には、河川の治水面を優先しながら、機能の維持を図るため、適切な時期や施工方法を選択するように配慮します。

【主な事業】

- ・河川排水路維持管理経費

■農地やため池の保全

農地やため池は、農作物の生産機能の他、自然環境機能、景観機能、防災機能といった多面的な機能を有するグリーンインフラとして重要であることから、遊休農地対策などにより多面的な役割を担う農地の保全・維持管理を推進するとともに、低農薬・有機栽培など生物多様性保全に効果の高い営農を支援するなど、環境保全型農業を推進します。

【主な事業】

- ・多面的機能支払交付金事業

公園緑地や公共施設の他、企業緑地、農地やため池周辺のまとまりのある樹林地、河川沿いの草地等は、地域に根ざした多様な動植物の生息・生育空間や移動経路となっており、人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現する緑のまちづくりに寄与しています。

東海市生物多様性地域戦略に基づき、生物調査結果をもとに、保全すべき在来種・希少種の生息・生育状況や行動範囲等を把握し、周辺環境を含む生態系ネットワークのつながりに配慮しながら、樹林地や草地、水辺等の自然環境を、市民・地域・団体・事業者・市が連携して守り、自然環境の保全・再生に取り組むことで、生物多様性を確保し、次世代に引き継いでいきます。

1-2-1 生物多様性の保全

■動植物の生息・生育環境の保全

加木屋緑地や大池公園、緑陽公園予定地等の公園緑地は、ため池や水路の周辺に草地やまとまりのある樹林地が一体的に保全されており、ふるさとの自然とふれあうことができる場所として市民に親しまれています。

今後も引き続き、ビオトープの専門家や自然観察指導員等の指導を得ながら、在来種の保護・増殖に配慮した植生管理や外来種の駆除活動を行うことにより、地域に根ざした多様な動植物が生息・生育できる自然環境の保全・再生に努めます。

知多半島グリーンベルトを形成する企業緑地や社寺林、ため池周辺の樹林地、農地等の民有地の在来種・希少種等の生息・生育環境については、市民・地域・団体・事業者・市などあらゆる主体が連携し、保全地区への指定等により保全を促します。

【主な事業】

- ・公園維持管理経費
- ・緑地・街路樹維持管理経費
- ・自然環境再生事業
- ・保全地区等交付金交付事業

■外来種の駆除活動による生態系の保全

外来種の侵入、増殖により、地域に根ざした在来種の生息・生育が脅かされている状況が確認された場合は、ビオトープの専門家や自然観察指導員等の指導を得ながら、市民・地域・団体・事業者・市など、あらゆる主体が連携した駆除活動を推進します。

また、より多くの市民が参加できるイベント開催等も含めて、外来種に対する市民意識を高め、外来種の侵入を防止し、外来種を移動させたり、持ち込まないようにしたりする普及啓発に努め、地域に根ざした生態系を保全します。

【主な事業】・自然環境再生事業・公園維持管理経費

2-1

骨格を担う緑の創出

本市の骨格を担う緑の軸と拠点を新たに整備し、魅力創出や社会課題解決につながるように、緑のまちづくりを推進します。

2-1-1

軸をつなげる緑の空間の整備

■新たな中核拠点となる公園の整備

本市の北部には、現状で中核拠点となる緑の空間がありません。そこで、緑陽公園を中核拠点として、レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能を備えた緑の空間として整備していきます。

【主な事業】

- ・緑陽公園整備事業



緑陽公園のゾーニングイメージ

■新たな市街地形成にかかる公園の整備

都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づくコンパクトシティ化を進めるにあたり、鉄道駅や幹線道路といった交通ネットワークの結節点周辺において、土地区画整理地内や新市街地ゾーンをはじめとして、低未利用地の開発をしていくことが考えられます。

これらの開発の際には、CO₂の吸収源の確保、治水のための雨水流出抑制、都市景観の形成、防災活動拠点としてのオープンスペースの確保、こどもの遊び場、健康づくりの場としてのグリーンインフラの多面的機能を効率よく発揮できるように適切な配置と機能を備えた公園整備をしていきます。

本市は、西部に工場地域が広がっており、西部寄りに配置された鉄道網もあることから、開発される低未利用地が居住地域と工場地域の緩衝帯の役割を担い、都市環境の向上に貢献していることがあります。

このような役割を担っていた地域を開発する場合には、その機能を確保できるよう緑の配置に配慮していきます。

【主な事業】

- ・ 太田川駅西、加木屋中部、名和駅西土地区画整理地内公園整備事業
- ・ 後浜川南新田緑道整備事業
- ・ 養父公園整備事業
- ・ 御洲浜公園整備事業
- ・ 的場公園整備事業
- ・ 養父公園整備事業
- ・ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業
- ・ 都市構造再編集中支援事業

図 新たな市街地形成にかかる公園整備事業

作成中

■新設道路への街路樹の設置推進

整備が予定されている幹線道路で、街路樹が設置可能な区間については、景観形成、遮熱対策、木陰の形成のために、街路樹の設置を推進していきます。

【主な事業】

- ・ 幹線道路網整備計画に基づく事業

■河川沿いの緑の創出

河川沿いは水や緑と日常的にふれることのできる空間であることから、花・水・緑にあふれる快適な移動空間としてエコプロムナードを整備していきます。

また、河川の改修工事等を計画する際には、近自然工法の検討等も含め、河川沿いの緑の創出に配慮します。

【主な事業】

- ・ エコプロムナード整備事業



エコプロムナードの整備例

都市の緑地は、都市のヒートアイランド現象を緩和する等、環境改善機能や防災機能等を有するとともに、花と緑にあふれ、潤いのある街並み景観形成による精神的・身体的な健康の増進、リラックス効果、にぎわい空間形成による市民相互の交流促進、コミュニティの醸成、いきがづくり等にも寄与しており、市民の安全安心で快適な生活に欠かせないものとなっています。

より多くの市民が都市の緑が持つ多様な機能を享受し、Well-being を実感できるようにするためには、公共施設だけでなく、工場等を含む民有地についても同様に緑化を推進していくことが重要であることから、市民や民間企業等における SDGs や環境意識の高まりを背景として、官民連携による都市緑化の推進に努めます。

2-2-1 公共施設の緑化推進

■公共施設の緑化推進

公共施設を新設・改築等する際には、緑被面積をなるべく多く確保するとともに、限られた空間の中で緑の多面的な機能を効果的に発揮するように、質の高い緑地の創出・再整備に努めます。

特にコンパクトシティ化による低未利用地の開発時に新たな公共施設が整備されるものについては、都市景観やにぎわい空間の形成がされるよう、屋上、壁面緑化のみでなく、花壇や植物等による日陰だなの整備に努めます。

また、公共施設の花壇においては、アダプトプログラム（公共施設の里親制度）により、地域の市民・企業・団体等の多様な主体のボランティア協力を得ながら、共同花壇の花の育成等、花のまちづくり運動を推進します。

【主な事業】

- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業
- ・公共施設緑化事業

2-2-2 民有地の緑化推進

■法制度等を活用した民有地の緑化推進

緑化重点地区や地区計画、緑化協定など、都市緑地法の法制度等を活用した民有地の緑化を推進します。

【コラム】民有地の緑化を推進する各種制度

○緑化地域制度 / 都市緑地法第 34 条

- ・緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

指定状況：全国 4 地区（R7.3.31 時点） 例：世田谷区、横浜市、名古屋市、豊田市

○地区計画制度 / 都市計画法 12 条の 4

- ・既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりを進めるための都市計画制度です。土地利用や緑化などに関する規制を強化・緩和することができます。

○緑化重点地区 / 都市緑地法第 4 条第 2 号第 10 号

- ・緑化地域以外の区域で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことで、緑の基本計画において区域を定めます。緑化重点地区を定めることで、市民緑地認定制度などの制度が活用できるようになります。

○緑地協定制 度 / 都市緑地法第 45 条、第 54 条

- ・土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力により、まちを良好な環境にすることができます。

締結状況：全国 1,524 件（R7.3.31 時点）内、愛知県は 16 件

○市民緑地認定制度 / 都市緑地法第 60 条

- ・民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。対象区域は、緑化地域または緑化重点地区が定められたエリアです。
- ・みどり法人や都市再生推進法人などが設置管理する認定市民緑地だと、税制優遇などの支援措置を受けることができます。

■工場等における緑化推進

工場や事業所、店舗等の事業地においては、限られた敷地の中で可能な範囲で緑被面積を確保し、質の高い緑化に協力していただけるように、緑の多機能性や、緑化の重要性についての理解を広げるとともに、「東海市緑化及び花いっぱい推進条例」に基づく「工場等緑化協定」の締結の他、「東海市建築物等緑化補助金」や「東海市生垣等緑化補助金」等の緑化補助金の活用について普及啓発に努めることで、事業者等による民有地の緑化推進を支援します。

工場立地法に基づく工場等の緑地については、緑地面積を確保するとともに、緑の持つ多機能性を最大限に発揮できるように、質の高い緑地の整備と適正な維持管理を推進していきます。

【主な事業】

- ・工場等緑化協定
- ・建築物等緑化補助事業
- ・生垣等緑化補助事業

■住宅地等における緑化推進

良好な住環境づくりを目指し、住宅等を建築する際に、建築物の屋上や壁面、空地、駐車場、生垣設置の緑化にかかる経費に対し、「東海市建築物等緑化補助金」や「東海市生垣等緑化補助金」を交付し、住宅地等の質の高い緑化の推進を支援します。

敷地面積 300 ㎡以上の共同住宅を建築する際には、「東海市共同住宅型集合建築物における緑化に関する指導要領」に基づき、緑化に努めるよう指導を行います。

民間開発や土地区画整理事業により住宅地が開発される際には、市と事業者とで連携して、緑地協定制や街並みガイドライン等も含め、その地区の特性に合わせた民有地緑化推進施策を検討します。

【主な事業】

- ・ 建築物等緑化補助事業
- ・ 生垣等緑化補助事業

【コラム】住宅の緑化事例



(緑化前)

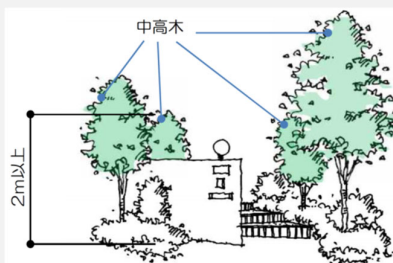


(緑化後5年目)

- ・ 緑豊かな景観の形成
- ・ ヒートアイランド現象緩和
- ・ 生物多様性（鳥類、昆虫等）
- ・ 健康増進、リラックス効果

【コラム】住宅地開発における街並みガイドライン

市内の民間開発による住宅地では、景観の連続性や統一性のある美しい街並みや緑豊かな住宅地を形成することで、潤いのある生活環境を確保し、地域の価値を高めることを目指して、住宅メーカー各社が自主的に「街並みガイドライン」を策定して、全ての宅地に、道路沿いへの生垣の設置や、シンボルツリーを含め高木3本、低木1㎡の植栽をすること等を分譲の条件としている事例があり、建築物等緑化補助金や生垣等緑化補助金の活用もあり、緑豊かな街並みが形成されつつあります。



■認定制度の活用による優良な緑地の確保

「自然共生サイト認定制度（環境省）」や「あいち生物多様性企業認証制度（愛知県）」、「優良緑地確保計画認定制度 TSUNAG（国土交通省）」等の情報提供などにより、優良な民間緑地の確保に向けた取り組みを推進します。

【コラム】自然共生サイト

自然共生サイトは、民間企業や個人などの取組によって生物多様性の保全が図られている場所を国が認定する制度です。東海市では「知多半島グリーンベルト」が登録されています。企業版ふるさと納税を活用して、自然共生サイトへ支援できる仕組みが創設され、官民連携による環境保全の推進が可能となります。

【コラム】優良緑地確保計画認定制度 TSUNAG

都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度です。

■民間事業者が緑地を整備・管理するメリット

①利用者の Well-being の向上

緑地を利用する人に居心地の良い空間を提供し、従業員や来訪者の身体的・精神的な健康と幸福感を高めます。

②地域コミュニティとの関係構築

地域住民やステークホルダーとの交流の場として緑地が機能し、地域社会との良好な関係を築くきっかけづくりとなります。

③社会課題解決への貢献と企業のイメージアップ

地球環境や地域の社会課題の解決に貢献するとともに、企業のブランドイメージの向上につながります。

東海市生物多様性地域戦略に基づき、保全すべき在来種・希少種の生息・生育する自然環境を保全するとともに、行動範囲等を把握し、周辺環境に配慮しながら、生き物の移動経路や生息空間を新たに創出し、つないでいくことで、市内のみでなく、愛知県や知多半島など広域的な視点による生態系のネットワーク化を推進します。

2-3-1 生態系ネットワークの形成

■生物の生息環境をつなぐ回廊の形成

生態系ネットワークの形成にあたっては、生物の生息空間となっているまとまりのある自然環境の拠点をできるだけ広い面積で保全・再生し、生物が安定的に生息できる環境を確保し、これらを連続性のある帯状や飛び石状の自然環境の回廊でつなぐことにより、生物の移動や遺伝子の交流を可能とすることが重要です。

本市の生態系ネットワークの核となる自然環境の拠点は、緑の南北軸を形成する公園緑地や企業緑地、農地やため池周辺の樹林地等であり、その多くは周囲を住宅地や事業地、道路等の市街地に囲まれて孤立し、分断されている状況です。

これらの分断された拠点をつなぐ回廊は、連続性のある帯状の自然環境としては、河川軸を担う土留木川水系、大田川水系、信濃川水系の河川沿いの緑地の他、西知多道路沿いの道路緑地帯、面的に広がる水田や畑、果樹園等の農地等がその役割を果たし、生態系ネットワークをつないでいます。

しかしながら、それらの回廊は、住宅地開発や事業地の進出、道路整備、河川改修等により消失が進み、つながりが分断される箇所が増え、道路での生物の轢死（ロードキル）や個体数の減少、生息地・生育地の消滅が増えてきています。

人と自然が共生するネイチャーポジティブ都市の実現には、生物多様性の確保のため、生物の生息環境の核となる自然環境の拠点を保全・再生していくとともに、それらをつなぐ回廊の確保が重要です。このことから、開発行為等により生態系ネットワークの分断が避けられない場合には、市と事業者とで連携し、代替の生物移動経路として機能する新たな緑地の配置やアニマルパスウェイ整備等の配慮を行い、新たな生態系ネットワークの形成を図ります。

また、緑の東西軸をはじめとする街路樹や市街地内に点在している公園緑地や公共施設、社寺林等の民有地の緑地は、小規模であっても、小さな鳥やチョウ、トンボ等の生物にとっては、飛び石状の回廊として機能しており、身近な生きものとのふれあいの機会の創出や、人と自然の共生を実感できるまちづくりに重要な役割を担っています。

このことから、市街地内の公共施設や住宅地の緑化を行う際には、小規模でも生物の生息空間を創出できるように、生物が好む樹木や草花の植栽や、ビオトープづくり、バタフライガーデンづくり、在来種を活用した花壇づくり等を推進するとともに、より多くの市民に生物多様性への理解を広められるように普及啓発に取り組んでいきます。

【主な事業】

- ・ 自然環境再生事業
- ・ 公園維持管理経費
- ・ 緑地・街路樹維持管理経費

【コラム】生態系ネットワークによる生物の生息環境の創出

- ・ 本市には、知多半島の生態系ネットワークを支える重要な緑地である「知多半島グリーンベルト」をはじめ、公園や学校、道路沿いの緑地、農地、などが市内に点在しています。こうした緑地を連続的につなげることで、生きものの移動経路が確保され、生物多様性の維持・向上につながります。また、河川やため池などの水辺と緑地がネットワークを形成することで、多様な生きものが生息・移動しやすい環境が創出されます。

○生物多様性ポテンシャルマップからみる生態系ネットワーク

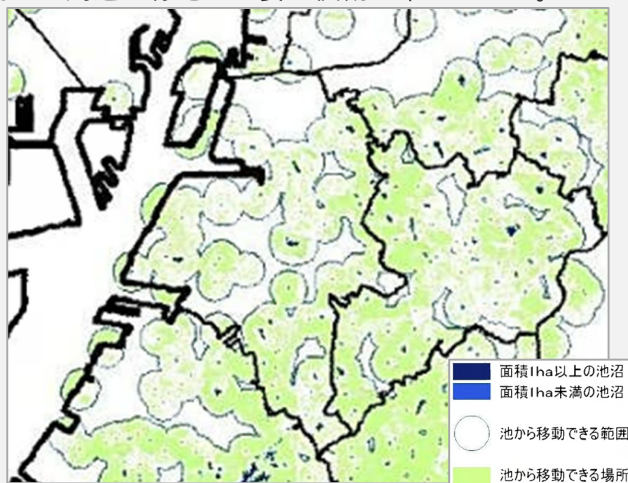
- ・ 指標種の一つである止水性イトトンボ類は、里地・里山から田園、都市部までの池沼環境に生息し、水辺のネットワークの状態を表す生きものです。飛翔能力が高くないため、生息地が分断されると移動が困難になります。一方で、公園や学校、道路沿いの緑地、水辺空間などが連続的につながることで、生息域を広げることができます。

【イトトンボの生態と生息環境】

- ・ 幼虫（ヤゴ）は、主に水生植物が繁茂した池沼や湿地に生息しています。
- ・ 成虫は水辺に隣接した草地や灌木内ですごします。
- ・ イトトンボ類は、池や湖の間がおおむね1km 以内であれば行き来できることが知られており、その移動には周辺の緑地が重要な役割を果たします。



写真 ベニイトトンボ



右図 止水性イトトンボ類の
生物多様性ポテンシャルマップ

出典（図）：生物多様性ポテンシャルマップ（愛知県 HP、2020 年（令和 8 年）3 月 16 更新）

（写真）：吉鶴 靖則氏提供

■知多半島生態系ネットワークとの連携

地域の生態系ネットワークの形成については、臨海部の産業ゾーンに立地する工場地域の、幅 100m、延長 10km に及ぶ「知多半島グリーンベルト」や周辺地域の企業緑地において、多数の企業や NPO、学生団体が協力して、水辺や草地のビオトープ整備や動物の移動経路の整備等を行い、生態系ネットワークを形成する取組が行われており、その活動は地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイト認定を受けています。

こうした企業や団体等の活動との連携や、知多半島生態系ネットワーク協議会との連携により、知多半島全体で、生態系ネットワークを形成し、将来にわたって生物多様性の確保に努めます。



図 知多半島グリーンベルト

3-1

骨格を担う緑の活用

本市の骨格を担う緑として、公園緑地の再整備や、防災・減災機能の強化、社会課題に対応した公園の再編などを推進するとともに、民間活力の導入を図り、積極的に緑の活用や緑の質の向上に努め、Well-being の実現を目指します。

3-1-1

緑の空間の機能向上

■歴史・文化・自然的資源を活かした公園緑地の再整備

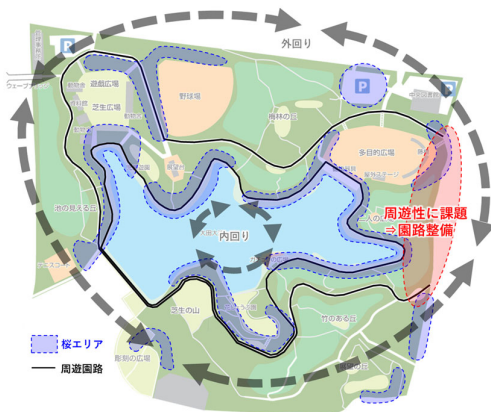
大池公園には、公園の中心にある池の周辺に配置された桜並木・菖蒲園・梅林などがあります。聚楽園公園には、東海市のシンボルの一つである聚楽園大仏や公園の中心にある池の周辺に配置されたもみじがあります。

これらは、美しい眺望を形成するポテンシャルを有しており、観光資源として活用した地域振興の取組として、祭りを開催したり、夜間にはライトアップ等を実施したりすることで、多くの人に緑とのつながりを深めてもらうよう努めています。

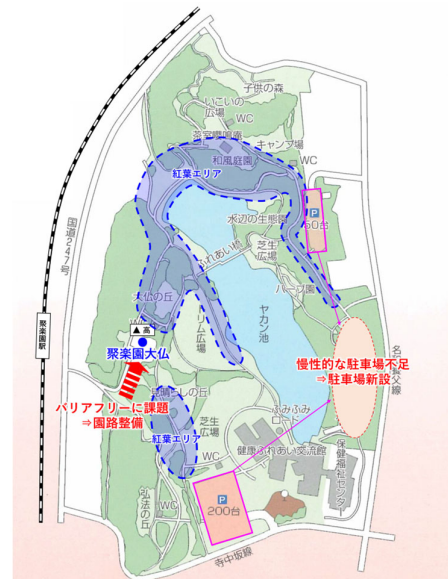
今後、より広域的に多くの人への機会創出のために、周遊性の向上も目的とした園路の整備（配置変更、移動円滑化のための再整備含む）や駐車場の整備も進めていきます。

【主な事業】

- ・大池公園整備園路事業
- ・聚楽園公園再整備事業



大池公園の園路整備イメージ



聚楽園公園の再整備イメージ

■公園の防災・減災機能の強化

公園は、災害時の避難地や活動拠点としてそのオープンスペースを活用することができます。

本市においても、防災関連計画に防災上の位置づけがされている公園が複数あります。

これらの公園において、有事の際に最大限の機能が発揮できるよう適切な維持管理をするとともに、老朽化した施設の更新時には災害対応のものへの転換を進め、公園の防災・減災機能を強化します。

【コラム】公園の災害対応施設



写真 災害対応トイレ（緑陽公園）



イメージ かまとベンチ(左)、防災パーゴラ(右)

■社会課題に対応した公園の再編

本市は、本計画の計画期間においては人口が増加することを想定していますが、その後は人口が減少し、少子高齢化が進むことが予測されることから、限られた財源等を有効活用するために、都市機能や居住の誘導によるコンパクトシティ化を進めています。

少子化抑制のためには子育てしやすい社会環境づくりが必要であり、公園は身近な子どもの遊び場等の重要な役割を担っています。

また、高齢社会においては、健康寿命を延ばすことが求められ、健康づくりの場としても公園の役割は重要です。

さらに、公園は交流や憩いの場としての機能を有していることから、多様な人が使いやすいようにユニバーサルデザインを取り入れたり、あらゆる人が等しく機能を享受できるようにインクルーシブデザインを取り入れたりしていくことも重要です。

これらを踏まえ、将来的な都市構造や市民のニーズ、社会課題に対応した適切な公園の配置や機能の向上に努めます。

図 都市公園の誘致圏

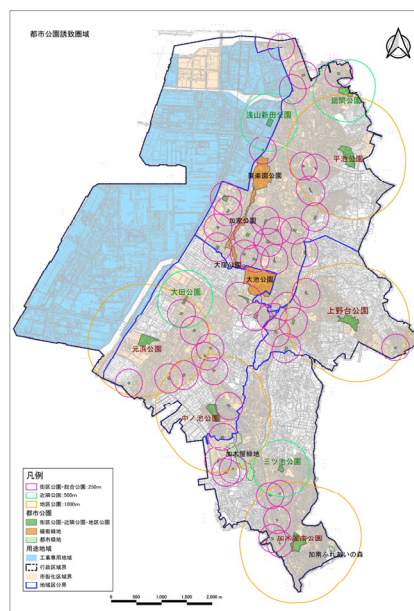


図 都市公園の誘致圏

【コラム】 インクルーシブ・ユニバーサルデザイン

- ・年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい空間づくりを進める考え方で、公園においては、多様な人々が安心して集い、交流し、楽しむことができる環境の整備を推進します。

【ユニバーサルデザイン】

できるだけ多くの人利用しやすいよう、配慮して空間や施設を設計する考え方です。

【インクルーシブデザイン】

誰も排除することなく、年齢や性別、障害の有無、文化的背景など、あらゆる違いを尊重しながら、多様な利用者一人ひとりに寄り添った空間づくりを進める考え方です。

■民間活力を活かした公園づくり

民間事業者の参入によって市民サービスや魅力の向上等が期待できる公園については、民間活力を活かした公園づくりの検討を進めていきます。

公募設置管理制度（Park-PFI）などの官民連携手法の導入により、市の財源負担の軽減を図るとともに、民間事業者のノウハウによる効率的な運営とサービス向上に努めます。

【コラム】官民連携手法

手法	概要
○ 公募設置管理制度（Park-PFI）	民間事業者がカフェや売店などの収益施設を設置・運営し、その収益を活用して園路や広場などの公園施設を整備する制度です。公園の魅力向上と市の財政負担軽減の両立が期待できます。
○ 指定管理者制度	民間企業や NPO 法人等が公園の維持管理や運営を担う制度です。民間のノウハウを活かした効率的な管理やイベント開催などにより、利用者サービスの向上が期待できます。
○ 設置管理許可制度	公園管理者以外の民間事業者が、売店や飲食施設などの公園施設を設置・管理する制度です。公園利用者の利便性向上やにぎわい創出に活用されています。

■公園の柔軟な利活用の促進

公園のポテンシャルを最大限発揮するためには、多様化する利用ニーズに柔軟に応えられるように、公園ごとの特性等に応じて弾力化を図ることが重要です。

このことから、ボール遊び、自転車利用、花火、キャンプファイア、夜間利用、キッチンカーといった要望の多い利用ルールについては、公園ごとの特性を踏まえ、利用者や近隣住民等の理解を得ながら、柔軟な利活用により公園に賑わいが生まれるようなローカルルールづくりに努めます。

【主な事業】

- ・ 公園維持管理経費

身近な場所に咲く花は、まちの景観を向上させ、市民の暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれる大切な存在です。市民や地域、企業、団体等の多様な主体との連携により、公園緑地や公共施設、道路脇等の花壇整備、花壇コンクールの開催、花のまちづくり運動の推進等によって、市民が年間を通して身近に咲く花と緑にふれあう機会を増やす取組みを継続していくことで、Well-being が実感できる花と緑があふれるまちづくりを進めます。

また、人と自然が共生するまちづくりには、生物多様性の保全や生態系ネットワークの形成に市民や地域、企業、団体等と連携して取り組むことが重要です。市民がふるさとの自然に親しみながら身近な生き物とふれあう機会の提供や、市民一人ひとりの生物多様性への理解を深め、愛着を高めるための緑に関する学習の推進や、市民に広く参加協力を呼び掛ける情報発信等の普及啓発に努めます。

3-2-1 花と緑があふれるまちづくり

■花と緑に関わる仕組みづくり

市民や企業等が市内の公共施設の里親となって花壇づくりなどを行う「アダプトプログラム（公共施設の里親制度）」の充実など、市民一人ひとりが緑を身近に感じられ、日常的に関わることのできる仕組みづくりを推進します。

花のまちづくり運動については、市内各種団体の代表者による推進委員会及び市民サポーターの参加協力を得ながら、花苗の配布等の普及活動や花壇づくり実践活動、園芸教室開催等を行います。

花のまちづくりに使用する花苗は市内の福祉団体により育成します。

【主な事業】

- ・アダプトプログラム事業
- ・花のまちづくり運動推進委員会設置事業
- ・花と緑いっぱいのまちづくり事業

■花と緑に関わる機会の提供

市民が花と緑にふれあう機会を多く創出することにより、みんなで育て、地域への愛着や生きがい、つながりの輪を広げます。

大池公園「さくら再生プロジェクト」では、樹木医の指導を得ながら、さくらについて学び、手入れを実践するワークショップの開催や次世代のさくらへの植え替えイベントを継続的に開催し、みんなの手で大池公園のさくらを次世代に引継ぎます。

太田川駅東歩道「ランの道づくり」では、ランの専門家の指導を得ながら、ランについて学び、市民参加によるランの植栽会やウォークラリーイベントを開催し、市の特産であるランに親しんでもらい、新しい花の名所づくりとまちの活性化を目指します。

その他にも、優秀な家庭花壇や共同花壇、学校・保育園花壇等を審査・表彰する「花壇コンクール」や、1月の「フラワーショウ」、4月の大池公園「桜まつり」、5月の「ランの道ウォーク」、6月の大池公園「花しょうぶまつり」、11月の聚楽園公園「もみじまつり」など、年間を通して市民が身近に咲く花や緑にふれあえる機会を継続的に提供していきます。

【主な事業】

- ・さくら再生事業（大池公園）
- ・自然環境再生事業（加木屋緑地）
- ・ランの道づくり植栽会開催事業（太田川駅東歩道）
- ・花壇コンクール開催事業
- ・公園維持管理経費
- ・東海フラワーショウ開催補助事業
- ・桜まつり開催補助事業
- ・花しょうぶ祭り開催補助事業
- ・もみじまつり開催補助事業

■花と緑に関わる市民活動の支援

市民の身近な場所での花壇づくりを支援するため、市内福祉団体が育成した花苗や種子の配布、共同花壇づくりの資材や消耗品の支給、保育園への球根の支給等を行います。

【主な事業】

- ・花と緑いっぱいのまちづくり事業
- ・花のまちづくり運動推進委員会設置事業
- ・公共施設緑化事業

■ふるさとの自然に関わる機会の提供

市民がふるさとの自然にふれあい、保全活動に参加する機会を多く創出することにより、ふるさとの自然への愛着や誇りをはぐくみながら、みんなで生物多様性の保全・再生に取り組めます。

加木屋緑地「ふるさと再生プロジェクト」では、ビオトープの専門家の指導を得ながら、学生団体や自然観察団体と連携し、ホタルやアサギマダラ、秋の七草等の身近な生きものや草花とふれあいながら、ビオトープづくりや在来種の植栽等の保全活動を体験し、ふるさとの自然を守る大切さを学びます。

また、地域に根ざした動植物の生息・生育環境の保全・再生の他、在来種の保護・増殖や再導入等の活動を進める際には、活動の実践段階のみでなく、動植物の生息・生育状況の調査段階や、計画検討段階においても、市民参加の機会や意見交換の場を提供し、みんなで合意形成を図るなど、市民や地域、企業、団体等と連携して、取り組めます。

【主な事業】

- ・自然環境再生事業（加木屋緑地）

市民生活において、緑や自然環境、生物多様性が果たしている多様な役割について、市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深めてもらう環境教育を推進することは、緑が豊かで人と自然が共生するまちづくりを進めていくうえで重要です。

また、緑に関する取組への参加・協力などの行動変容を促すために、緑に関する取組や成果などの必要な情報を、広く市民に発信します。

3-3-1 緑の環境学習の推進

■緑に関する学びの機会の提供

市民に緑に関する知識や愛着を深めてもらうことで、緑を守ることの大切さを実感してもらえよう、樹木医の指導により桜の診断や樹勢回復を学ぶさくら再生ワークショップの開催や、園芸専門家の指導により花壇づくりを学ぶ園芸教室、ビオトープ専門家の指導により生物多様性について学び在来種の生息・生育環境の保全・再生や外来種の駆除活動を体験する自然再生イベント、自然観察指導員の指導による身近な生き物の観察会等を開催し、緑に関する学びの機会を提供します。

また、公園緑地の主な樹木や草花等の樹名板の設置や史跡や古墳等の地域の歴史について学べる解説版を設置することで、散策しながら、ふるさとの自然や歴史について学べる教養施設を設置します。

次世代を担う子どもたちや若者に対しては、教育機関との連携や課外活動、緑の少年団活動等を通して、緑の環境学習を推進します。

【主な事業】

- ・さくら再生事業（大池公園）
- ・花のまちづくり運動推進委員会設置事業
- ・自然環境再生事業（加木屋緑地）
- ・エコスクール開催補助事業
- ・緑の少年団活動事業

■緑に関する情報発信

緑のまちづくりについて、広く市民に理解してもらい、緑に関する取組への参加・協力などの行動変容を促すために、緑に関する取組や成果の他に、緑や自然環境を守り育てていくことの大切さなど、必要な情報を広く市民に情報発信します。

市の広報誌やパンフレット、チラシ、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の各種媒体を活用するとともに、記者発表等のプレスリリースを通じて、花と緑に関する情報発信を積極的に展開します。

【主な事業】

- ・公園維持管理経費

4 緑化重点地区及び保全配慮地区の設定

4-1 緑化重点地区の設定

本市のめざすべき緑の姿を実現するため、以下の考え方にに基づき、「緑化重点地区」を設定します。

■ 設定の考え方

都市緑地法

- ・「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定める。
- ・市町村による重点的な緑化施策に加え、市民、NPO 法人及び民間企業等において、ボランティア活動の展開などそれぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるので、積極的な地区の設定を行うとともに、都市緑化基金の活用による支援を含め、当該地区における緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。
- ・比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については定めるものではない。

出典：都市緑地法運用指針（2026 年（令和 8 年）4 月改正）

東海市

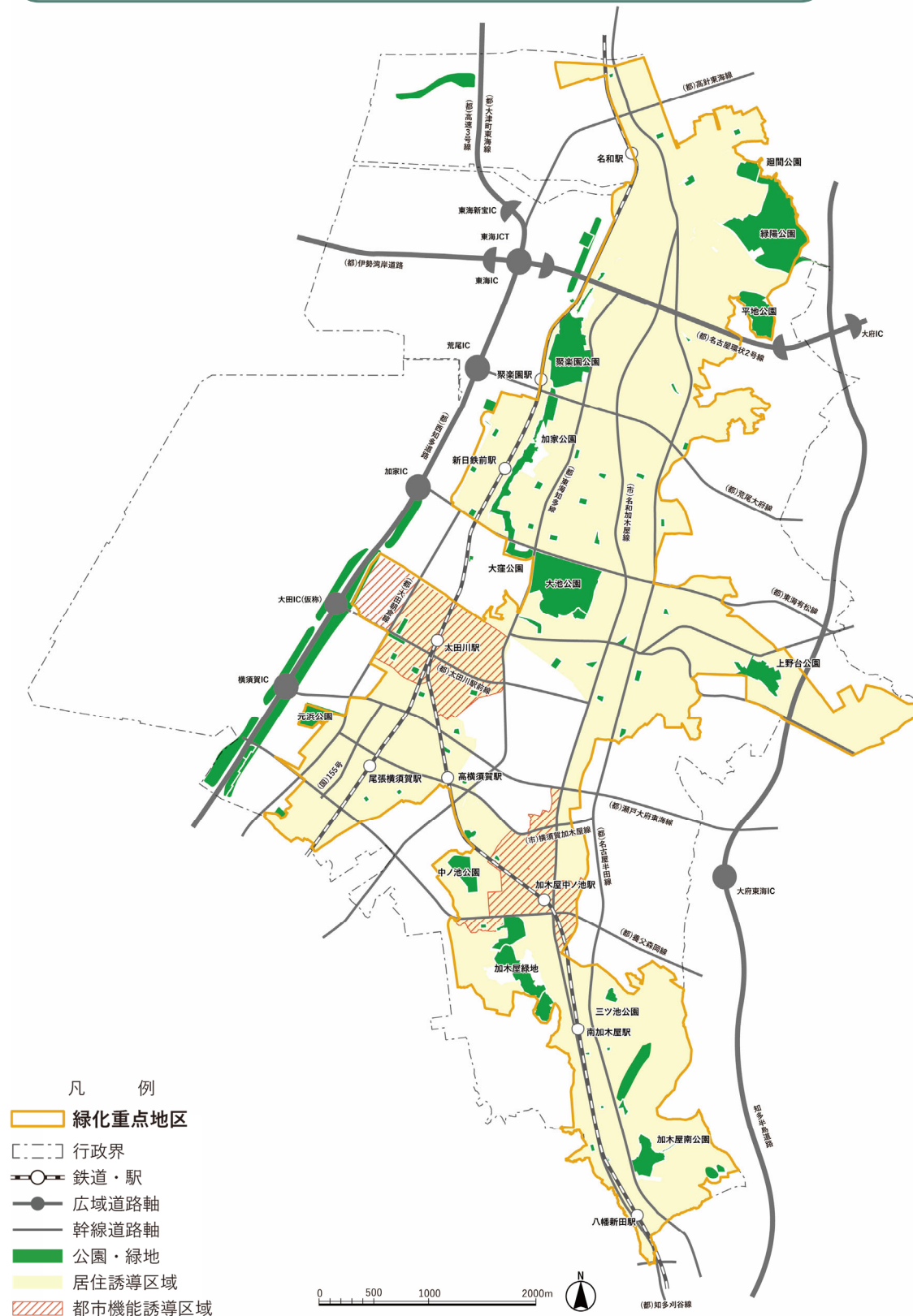
- ・市民緑地認定制度など、法改正による新たな制度への対応も考慮し、緑被率が 16.8%（市街化区域）と低い市街地を中心として、以下の要件から緑化重点地区を設定する。

< 設定要件 >

- ① 東海市立地適正化計画で居住誘導区域や都市機能誘導区域に設定されている区域
- ② ①に隣接する拠点的な公園・緑地

緑化重点地区（約 1,760ha）の基本方針

- 多様な主体と連携して、積極的に緑化を推進する
- Well-being が実感でき、質の高い豊かな緑を創出する
- 拠点的な公園・緑地を有機的につなぐネットワークを形成する



本市のめざすべき緑の姿を実現するため、以下の考え方に基づき、「保全配慮地区」を設定します。

■ 設定の考え方

都市緑地法

- ・緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて保全配慮地区を定める。
- ・風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等を保全配慮地区として定め、区域内の緑地の保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全や活用方策、市町村の条例に基づく緑地保全施策など、当該地区において講じる緑地保全施策について定めることが考えられる。
- ・市民緑地契約を締結することにより保全を図ろうとする緑地のみを対象として指定するだけでなく、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望ましい。
- ・主に、自然的環境に富んだ地区、市民緑地や条例による保全措置が必要な地区、農地の保全等を検討している区域を対象とする。

出典：都市緑地法運用指針（2026 年（令和 8 年）4 月改正）

東海市

- ・以下の要件から保全配慮地区を設定する。
- < 設定要件 >
- ① 風致地区「東海風致地区」に指定されている区域
 - ② 緑の将来像図で「環境保全機能」を有する公園・緑地の周辺

保全配慮地区における緑地保全への配慮のお願い

- 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で保全に配慮をお願いします。
- 敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、在来種を中心に使用してください。
- 動植物の生育・生息環境の保全に配慮をお願いします。
- 生態系ネットワークの分断が避けられない場合は、代替の新たな緑地の配置やアニマルパスウェイ整備等の配慮をお願いします。

